

甘利氏不起訴

政治不信深めたザル法

あんなにおかしなことをしても罪にならないのか——。多くの人が軽然としない思いを抱いたのではないか。

甘利明・前経済再生相をめぐる金銭疑惑を調べていた東京地検は、同氏と元秘書2人を不起訴処分にしたと発表した。

甘利氏らは都市再生機構（UR）と土地の補償交渉をしていた業者から計600万円を受け取るなどした。その前後に元秘書は業者側にたってURに働きかけをしており、あせん利得処罰法違反の疑いがもたれた。だが、起訴できるだけの証拠がそろわなかつたといふ。

16年前にこの法律が議員立法でつくられたときから、ザル法との批判がついてまわった。

とりわけ問題とされたのは、国會議員らが口利きの見返りに金を手にしても、「権限に基づく影響力」を行使しなければ摘

発されないことだった。

当時の野党はこの要件に反対した。国会に参考人として招かれた学者らも「法律上の権限はないが額のきく大物議員が働きかけたときには適用できない」「抜け道が多い」と繰り返し指摘した。だが自民、公明などは

「処罰範囲が広くなると自由な政治活動が萎縮する」との理由から削除に応じなかつた。

そして今回、当時の懸念が現実のものとなつた。

政治家やその秘書が人々の要望を聞き、役所などに伝えるのがいけないと言うのではない。

口を利いて金をもらつことはしない。違反した者は罰する。必要なのは、当時も今も、この單純で当たり前の考え方たち、それを実効たらしめる法律だ。

あせん利得処罰法は、政治家の清廉さをたもち、国民の信頼を得ることを目的としている。だが甘利氏らの一連の行いと不起訴という結果によつて、政治不信はむしろ深まった。

批判の目は甘利氏にとどまらず、お手盛りで法律をさだめ、そのままにしてきた国会にも向けられている。与野党とも問題がどこにあるかを検証し、見直しにむけて動くべきだ。

起訴はまぬがれたが、甘利氏の刑事責任と道義的・政治的責任は別である。大臣を辞任したことし1月末以降、体調不良を理由に国会を休みつけ、秘書の行動について「調査を進め、公表する」との約束は、いまだ果たされていない。

甘利氏は、捜査への配慮から中断していた独自の調査を再開するとの談話を出す一方で、検察審査会の動きに触れ、発表が遅れる可能性も示唆した。

何をかいわんや。先延ばし

出典：朝日新聞 平成28年6月2日

平成28年10月3日 衆議院予算委員会 大西健介(民進党)配布資料

甘利氏の説明

不誠実な態度に驚く

かねて力説していた「政治家

としての美学」「政治家として

の矜持」とは、しょせんこの程

度のものだったのか。

あまりに不誠実かつ非常識な

態度に、ただ驚く。

あつせん利得処罰法違反の疑
いで告発され、その後不起訴と
なった元秘書2人について、甘
利明・元経済再生相が「説明」
の会見を開いた。閣僚を辞任し
た今年1月から約束してきたも
のだが、こんな内容だった。

調査を頼んだ元検事の弁護士

から口頭で説明を受けた。調査
の基本は、甘利事務所の関係者
からの事情聴取や資料提供だと
聞いている。不起訴の結論をく
つがえすような事実は見当たら
なかつたとのことだつた――。

会見は自民党本部で突然行わ
れ、この問題を長く取材してき
た記者の多くが出席できないま
ま、10分ほどで終わつた。

〔レ〕まで国民を愚弄したある
まいも珍しい。

人々が求めていたのは、捜査
当局が出した結論をあらためて
確認することではない。秘書が
業者と不透明な関係をむすび、

多額の現金を受けとり、ぐら返
し接待を受けていた。その政治
的・道義的責任について甘利氏
はどう考え、今後いかに身を律
していくか、だつた。

そしてその見解が妥当かどうか

かを判断するには、前提として
どんな事実があつたのかが、つ
まびらかにされなければならな
い。元秘書らはどんな話をし、
それを裏づけるいかなる客観資
料があるのか。不起訴処分は確
定しているのだから、捜査や刑
事裁判への影響を気にせず、公
にできるはずだつた。

ところが、担当した弁護士の
氏名も、甘利氏との関係もわか
らない。調査結果をまとめた文

書はなく、第三者は中身を検証
できない。「不徳のいたすと
る」「今後、コンプライアンス
を徹底する」という決まり文句
は□にしたが、具体的な再発防
止策は一切示されなかつた。

甘利氏は経済閣僚や公務員制
度改革の担当大臣を歴任した。
不祥事を起こした企業や役所が
このような会見と報告で幕を引
いたとしたとき、それで良しと
しただらうか。

国民の疑問に向き合い、丁寧
に解きほぐすことから信頼の回
復と再起を図る。当然そうする
と思っていたが、多くの人には
「逃げた政治家」という印象だ
けが刻まれる結果になつた。

今月下旬から始まる国会で、
野党が説明責任を果たすよう迫
るのは必至だ。甘利氏本人、そ
して盟友関係にあるとされる安
倍首相はどう対応するのか。目
を凝らしていきたい。

出典：朝日新聞 平成28年9月16日

平成28年10月3日 衆議院予算委員会 大西健介（民進党）配布資料

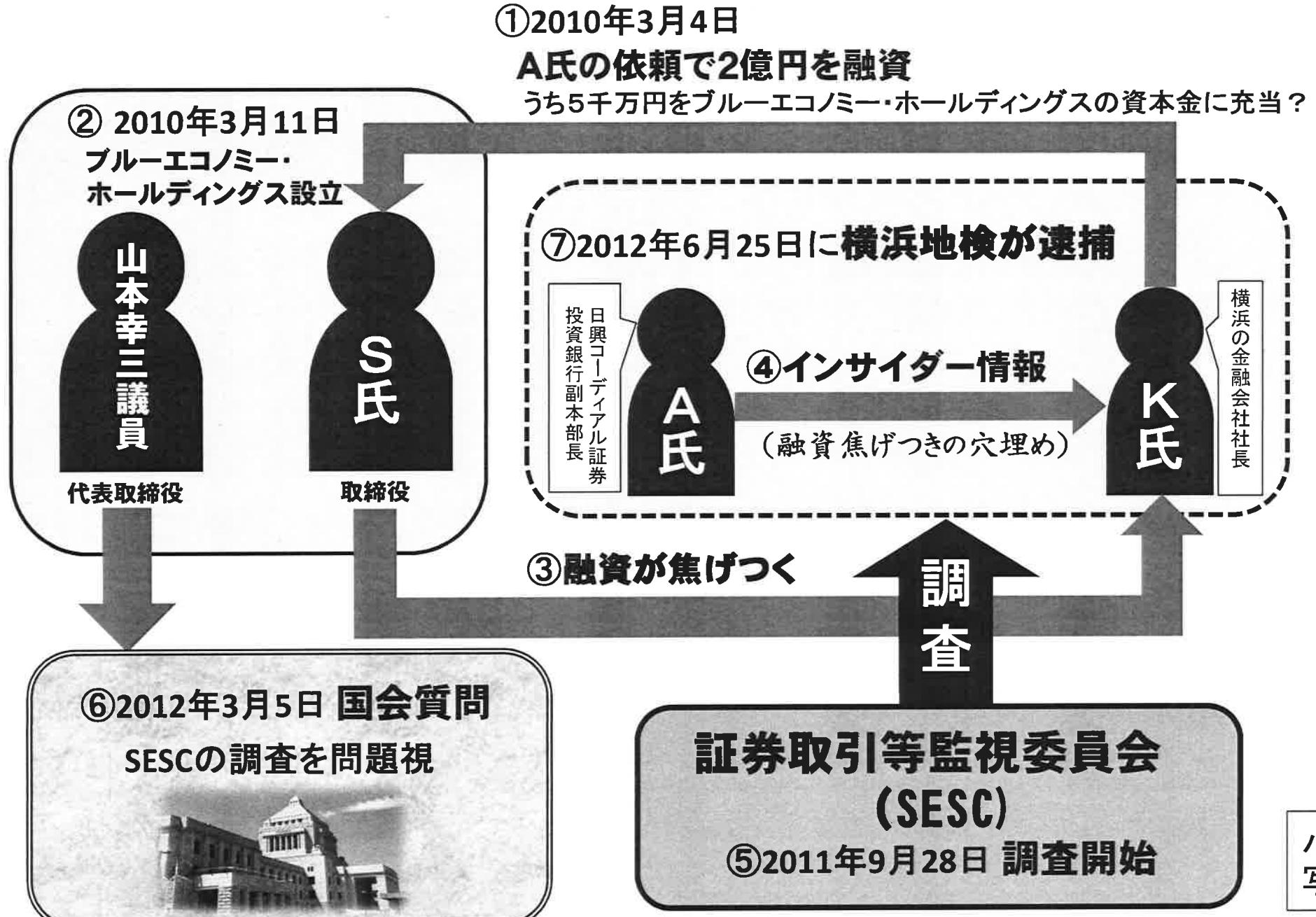
2016・9・16

3 与党案、野党案の対比

区分	与党案 (平12.9.22自民・公明・保守提案)	野党案 (平12.9.27民主・自由・共産・社民 提案)	(参考) あっせん収賄罪 (刑法197条の4)
犯罪の主体	国会議員、地方議員、首長、公設秘書	国会議員、地方議員、首長、公設秘書、私設秘書	公務員
目的の有無	規定なし	「特定の者に利益を得させる目的で」	規定なし
請託の有無	「請託を受けて」	規定なし	「請託を受けて」
権限の有無	「その権限に基づく影響力を行使して」	規定なし	同左
あっせんの対象者	・公務員 ・国等が1/2以上出資の法人の役員、職員	同左	公務員
あっせんの内容	「その職務上の行為をさせるように、又はさせないよう」	「その職務に関する行為をさせるように、又は相当な行為をさせないように」	「その職務上不正な行為をさせるように、又は相当な行為をさせないように」
職務の範囲	下記に関するもの ・売買、賃借、請負その他の契約 ・特定の者に対する行政庁の処分	限定なし	同左
賄賂等の性格	あっせんすること又はあっせんしたことの報酬	同左	同左
罰せられる行為	收受	收受、要求、約束	同左
收受するもの	「財産上の利益」	「賄賂」	同左
第三者供与	処罰規定なし	処罰規定あり	処罰規定なし
罰則	議員、首長：3年以下の懲役 公設秘書：2年以下の懲役	3年以下の懲役	5年以下の懲役
贈賄罪の罰則	1年以下の懲役又は250万円以下の罰金	同左	3年以下の懲役又は250万円以下の罰金
没収及び追徴	「犯人が收受した財産上の利益」	「犯人又は情を知った第3者が收受した賄賂」	同左
適用上の注意	「公職にある者の政治活動を不当に妨げることのないように留意」	規定なし	同左
公民権の停止	議員、首長： ・実刑：実刑期間+5年 (被選挙権は10年)間 ・執行猶予：執行猶予期間 公設秘書：実刑期間のみ	議員、首長： 同左 秘書：実刑期間のみ	議員、首長： 同左 その他の公務員：実刑期間のみ

出典：衆議院第二特別調査室作成資料(第150回国会 法案関係資料)

平成28年10月3日 衆議院予算委員会 大西健介(民進党)配布資料



出典：毎日新聞2016年9月1日および9月2日、朝日新聞2016年9月2日、
週刊新潮 2016年9月8日号を参考に大西健介事務所で作成

平成28年10月3日 衆議院予算委員会 大西健介(民進党)配布資料

統きまして、平成二十四年度裁判所所管特別会計歳出予算の総額は、三億六千四百万円であります。東日本大震災復興特別会計に、裁判所庁舎の耐震化による司法基盤強化のための経費を計上しております。

以上が、平成二十四年度裁判所所管歳出予算の概要であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○武正主査 以上で説明は終わりました。それでは、御退席くださつて結構です。

○武正主査 次に、会計検査院所管について審査を進めます。

会計検査院当局から説明を聴取いたします。重松会計検査院長。

○重松会計検査院長 平成二十四年度会計検査院所管の歳出予算について御説明申し上げます。

会計検査院の平成二十四年度予定経費要求額は、百六十六億二千八百万円余でありまして、これを前年度予算額百七十億四千万円余に比較いたしますと、四億一千百万円余の減額となつております。

ただいま申し上げました要求額は、日本国憲法第九十条及び会計検査院法の規定に基づく、会計検査院の運営及び会計検査業務に必要な経費等であります。

次に、その概要を御説明申し上げます。

まず、会計検査院の運営に必要な経費として百四十六億七千二百万円余を計上いたしております。

これは、会計検査に従事する職員等の人工費及び旅費及び検査活動等に必要な経費であります。

次に、会計検査業務に必要な経費として十九億七百万円余を計上いたしております。

これは、国内外における実地検査等のための旅費及び検査活動を行うためのシステムの開発・運用等に必要な経費並びに検査活動に資する研究及び検査能力向上のための研修に必要な経費であります。

次に、会計検査院施設整備に必要な経費として四千九百万円余を計上いたしております。

以上、会計検査院の平成二十四年度予定経費要求額の概要を御説明いたしました。

○武正主査 以上で説明は終わりました。

それでは、午後一時から本分科会を開くこととし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

○武正主査 午後一時開議

休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣府所管について審査を進めます。

金融庁について質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山本幸三君。

○山本(幸)分科員 自由民主党の山本幸三です。

まさに、敬愛する自見大臣にわざわざ来ていただきまして、分科会は個別の案件を取り扱つてまいりたいことになつていますので、少し個別

の案件の話をさせてもらいたいと思うのですが、最初に、証券取引等監視委員会の問題であります。

実は、インサイダー取引の嫌疑がかけられた事

件がありまして、嫌疑者は民間の金融関係の会社の社長さんだということですが、その情報

伝達者として、ある証券会社の部長さんが、Aさ

ります。

たまたま、この部長さんは私の知人であります。

て、そういうインサイダー取引の可能性があるのならしようがないじゃないかと言つたら、いやと聞きますけれども、調査の対象になつてゐるわけ

ります。

これが私は大問題だと思つております。

九月に始まつてもう六ヵ月目に入つてきているわけでありますけれども、情報伝達したかどうか

というのは、そんなものは私の感覚でいうと、一ヶ月もあればいろいろなパソコンとか書類とかを見て証拠があるかどうかわかるはずであります。

結果、何とか本人の自白に持つていただきたいということがなんでしょう。いろいろな形で、陰に陽に、ある意味でじめみた感じで調査が行われている。

問題は、その間にその情報がリークされまして、これは出所がわからぬからどこだと言えないとなんでしょう。いろいろな形で、陰に陽に、ある意味でじめみた感じで調査が行われている。

それで結局、新聞沙汰になつて、その結果、会社も個人も実損が出ていて、実害が出ていて、これは出所がわからぬからどこだと言えないとなんですか? たゞ、銘柄まで出ているというところになると、これは監視委員会、金融庁関係から出たとしか思えないわけになります。

そこで結局、新聞沙汰になつて、その結果、会社も個人も実損が出ていて、実害が出ていて、これは出所がわからぬからどこだと言えないとなんですか? たゞ、銘柄まで出ているというところになると、これは監視委員会、金融庁関係から出たとしか思えないわけになります。

いたということが明らかになつて、対象銘柄については全く確証がない。その結果、ほかの株で取引しているんじやないかとかいうような話ばかりであります。

そして、あなた、帰るところがなくなりますよとか、家族はどうなるんじやうね、社宅は出なきやいけないんでしようねとか、そういう不安をあおるような話ばかりであります。

私は、こういう調査のやり方しかできない監視委員会というのはある意味で本当に必要なかな

といふようにも思つてきています。今度、金商法の改正があるということであります。場合によつては、逮捕して勾留したらちゃんと期日があるわけですから、調査期間の限定とか、あるいは

委員会というのはある意味で本当に必要なかな

といふようにも思つてきています。今度、金商法の改正があるということであります。場合によつては、逮捕して勾留したらちゃんと期日があるわけですから、調査期間の限定とか、あるいは

たら、私は、検察の中にこういう案件をやるところをつくつてもらつて、さつさとやつてもらつた方がいいようにも思うし、あるいは、アメリカのSECみたいに本当に権限を持つて起訴まできるようになるか、どちらかがいいかと思つていて、まして、これは、これから私は監視委員会の方についてじっくり検討していきたいと思っております。

いろいろ申し述べましたけれども、そういう個別の案件があるものですから、ぜひ大臣に、これは八条委員会で今まで大臣は遠慮していたと思うんですけども、ちょっと実情を調べていただいて、特に、告発するならすればいいんですよ。早く裁判でけりをつけた方が早く終わつたらやうだから、そういう意味で、するすると余り時間を延ばすというのは好ましくないので、その辺のことについてぜひ御検討願わればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○自見國務大臣 敬愛する山本幸三先生にお答えをさせていただきます。

今先生が言われたとおり、証券等監視委員会はいわゆる八条委員会的性格がございまして、先生御存じのようには、昔は八条委員会でしたが、内閣府ができると、機能としては八条委員会的でございますけれども、法律が変わつたということござりますけれども、金融庁設置法により、独立してその職務を行ふこととされておりまして、犯則調査のあり方の是非について私からコメントすることは差し控えさせていただきたいと思っております。

ただし、一般論として申し上げると、証券取引等監視委員会の行う犯則調査は、今先生も言われたインサイダー取引、あるいは有価証券報告書の虚偽記載等の疑いがある事件に対し、御存じのように、金商法の規定により、質問、調査や、裁判所の許可状に基づく証拠の差し押さえ等により行われるものと承知しておりますので、事件の規模、内容によりまして調査が比較的長期に及ぶこともあります。しかし、犯則事件の真相解明のために必要

な範囲内で行われているものと私は承知しております。

もう一点、先生から、開示をしたらどうかといふ話でございましたが、監視委員会の犯則調査にも検察のような可視化を導入すべきではないかといた御意見でございました。

検察においては被疑者の逮捕後の取り調べについて試行的に可視化の取り組みが行われているものと承知していますが、証券等監視委員会が行う質問、調査はあくまで任意で行われるものであり、逮捕権限を有する検察の取り調べとは性格が異なるものと認識をいたしております。

しかし、今先生がいろいろ御意見、あるいはいろいろのお述べになられたわけでございますけれども、証券取引等監視委員会においては、限られた人員のもので、先生御存じのように、アメリカのSECと日本の証券等監視委員会のスタッフの違いというのは先生もよくおわかりだと思うわけですがござりますけれども、そういう中で厳正に調査を行つていると承知であります。

いずれにしても、山本先生からの御指摘の点を踏まえて、あらゆる選択肢を排除することなく、金融庁、証券取引等監視委員会、総力を擧げて、市場の公正性、透明性の確保に努めてまいりたいというふうに思つております。

○山本(幸)分科員 八条委員会との関係で限界もあると思いますけれども、これはぜひやつておいていただきたいと思います。そういう改善が、ある程度のルールづくりというのが必要だと思いまして、特に期間に対しでは。それぞれについて改善が行われないということになると、いずれ金商法の審議があるでしょうから、そのときに私は細かく徹底的にやりますから、そのことをぜひお願ひしたいと思います。

そこで、今、スタッフが少ないという話がありまして、そうなんだろうと思いますが、監視委員会の軽重が問われているのは、嫌疑者でもない情報伝達者みたいな話については毎週二回も呼んでざりぎり聞いている、結果は全然出ない、確証も

出せない、そんなことばかりやっているのに、一方で、オリンパスとかA-IJ投資顧問とか、あるいは公務員のインサイダーとか、ある意味では会社が潰れたり、大変たくさん被害をこうむる人が出てくるような問題については全然手がついていなかつた。これはやはり組織のがバナンスとしての問題があると私は思います。

スタッフが少ないなら少ないので、物事の軽重というものは当然あるわけでありまして、むしろそういう大きな問題、例えばA-IJだつて、この前、財務金融委員会で民主党の方が指摘していましたが、三年前にはある情報誌にちゃんと、A-IJは問題だと言われていたわけですよ。にもかかわらず、そうした検査なんか行われていなかつたなどということでありまして、オリンパスなんて何なんだという気がいたします。

そういう意味で、私は、この監視委員会は明らかに組織上のガバナンスの問題があるというふうに思われるを得ない。その点について、ぜひ大臣、これをしっかりと見直さないとまさに監視委員会の存在意義が問われるというふうに思いますので、その点についての大蔵の御決意を聞かせていただきたいと思います。

○自見国務大臣 山本議員にお答えをさせていただきます。

先生も言われましたように、証券取引等監視委員会は八条委員会の性質を有するものでございますから、調査、検査に関することは、具体的なメントは差し控えさせていただきたいと思つております。

しかし、一般論として申し上げれば、証券取引等監視委員会の調査、検査、対象先の選定に当たつては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し分析を行うと同時に、市場環境の変化、個別業者であれば、その市場における位置づけや抱えている問題点を総合的に勘察し調査、検査実施の優先度を判断しており、リスクに基づいた調査、検査を行つておるものと承知しております。

また、先生から、監視委員会の開示検査では細かいところばかりを相手にして問題ではないかといふような御意見もあつたわけですが、いりますけれども、証券取引等監視委員会の有価証券報告書等の虚偽記載に係るこれまでの課徴金勧告事案では東証一部上場企業に対する勧告も行つておらずもしも当たらないのではないかというふうに思つております。

しかしながら、今先生から提起された問題意識については、私も政治家でございますから、しっかりと真摯に受けとめて、今さきも申し上げましたが、金融庁、証券取引等監視委員会、総力を挙げて対応してまいりたいというふうに思つております。

○山本(幸)分科員　自見先生は、お医者さんをやつておられて、患者の痛みがわかる。本当に、まさに苦しんでいる人もいるわけですよ。場合によつては自分の一生を潰しちゃうわけですから。あるいは、A-I-Jなんか、年金をもらえないくなるような人は大変なことになるのですね。これは、痛みのわかる自見大臣でありますから、ぜひしっかりと、そういう問題が抜けがないように、痛みを感じて対処してもらいたいなと思います。

しかも、私が自見大臣を尊敬しているのは、郵政についても、立場は違いましたけれども、やはり筋を通して信念を曲げないというところですよ。前の日まで反対反対と言つておいて、次の日になつたらばつと賛成したという人もいたんですね。

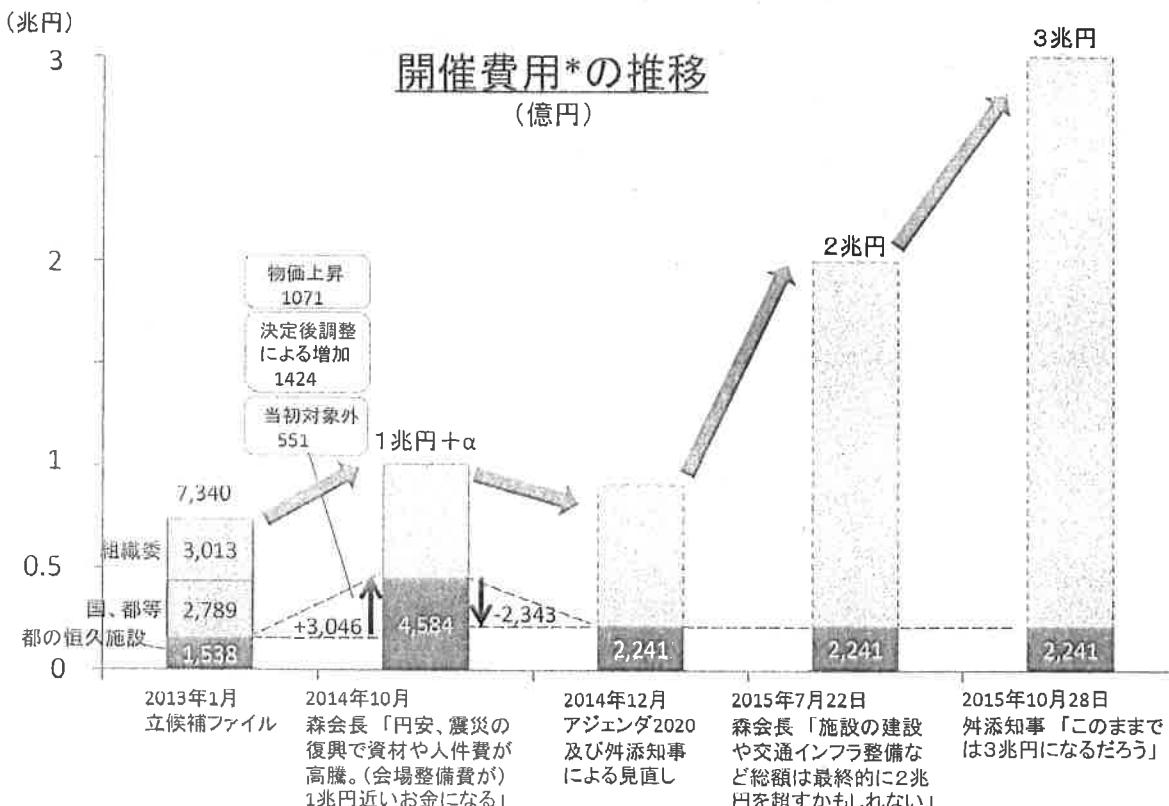
そういう意味で、私は自見大臣を大変尊敬しているのでありますし、そうした信念を持つて、痛みのわかるような行政を、役人から上がつてきたことだけをうのみにするんじやなくて、ぜひお願ひしたいと思います。

それでは、ちょっと問題をかえます。

去年の大震災からちょうど一年が迫つてきましたが、あの大震災が起つたときに、市場を開くかどうかというものは大問題だつたわけ

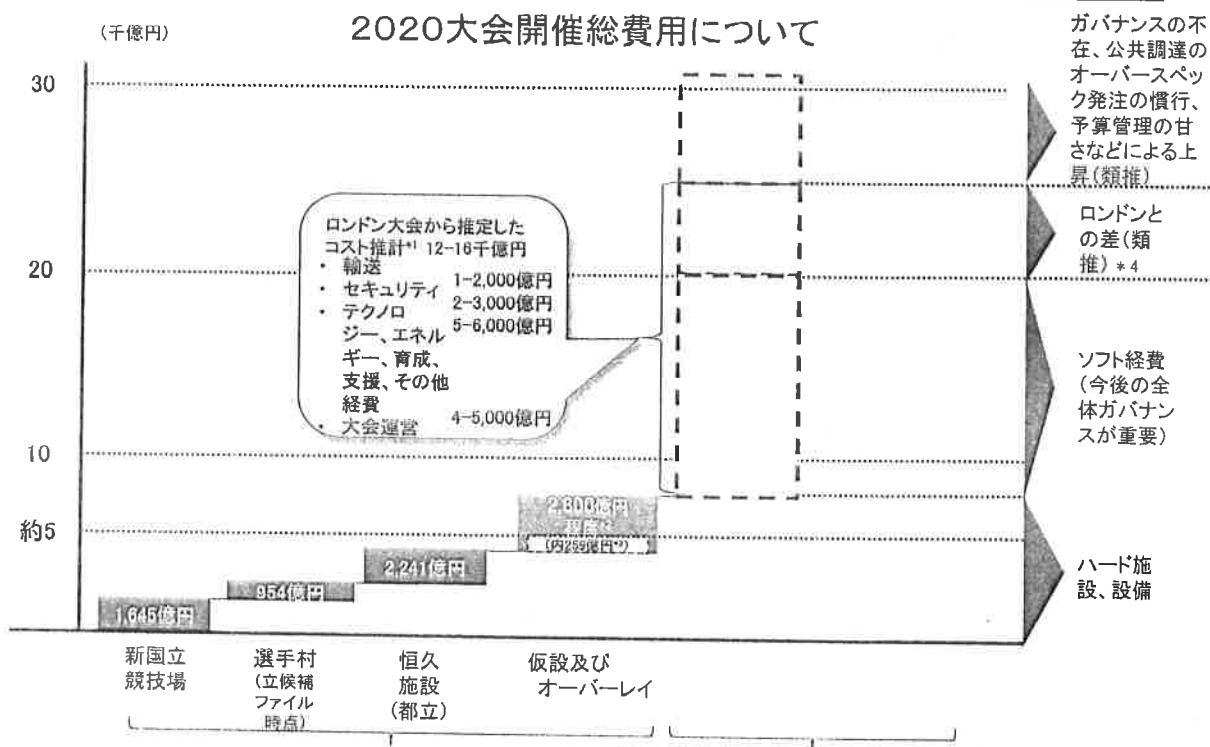
出典：衆議院予算委員会第一分科会議録 第一号 平成 24 年 3 月 5 日
平成 28 年 10 月 3 日 衆議院予算委員会 大西健介（民進党）配布資料

逐次的に開催総費用が改訂され、とめどなく費用が増える懸念がある



12

今までは、開催総費用は3兆円を超える可能性がある



13

出典: 東京都 都政改革本部 オリンピック・パラリンピック調査チーム

2016年9月29日 調査報告書(Ver.0.9)抜粋版

平成28年10月3日 衆議院予算委員会 大西健介(民進党)配布資料

五輪の経費公表をめぐる日英の違い

ロンドン大会

*1ポンド=170円で計算

2005年7月 開催決定

- (見込み)
- 大会運営費 2600億円(民間資金)
 - 会場整備費 4500億円
 - 道路・鉄道整備費 1兆2200億円

2007年3月 担当大臣が公的資金は1兆5800億円と発表

11月 公的資金に関する報告書を初公表

2008年3月 下院委が公的資金に関する報告書を作成

6月 監査局が公的資金に関する報告書を作成

2012年

- (確定額)
- 大会運営費 4000億円
 - 会場・インフラ整備費など 1兆5200億円

東京大会

2013年9月 開催決定

- (見込み)
- 大会運営費 3000億円(民間資金)
 - 会場整備費など 4300億円(主に公的資金)

大会
7年前

5年前

4年前

開催年

2015年7月 森組織委会長「2兆円超すかも」

12月 武藤組織委事務総長「確固たる数字はない」

2016年1月 遠藤五輪相「把握していない」

2月 幸添知事「3兆円ぐらいかかる」

2020年

- 大会運営費 当初の3倍で9000億円?
- 会場整備費など 当初の3倍で1兆2900億円?

パネル写し

出典:2016年2月6日東京新聞

平成28年10月3日 衆議院予算委員会 大西健介(民進党)配布資料